

論文

戦後の大阪住吉におけるローカル・ポリティクス

——天野事件を通じて——

矢野 亮*

1 問題設定

1969年、大阪住吉区にある被差別部落とその隣接地域において、地元で「天野事件」とよばれてきた事件がおこる。当時、大阪市議員であった天野要が、生活保護者に対するバッシングを黙認したとして、部落解放同盟から糾弾され、それまで地域で担っていたいくつかの役職を彼が辞任することになった事件である。矢野[2013]によれば、部落解放同盟住吉支部によって意図的におこなわれた資源動員にかかわる出来事であったほか、部落内における当事者団体間の対立にはとどまらず、福祉事務所や区政までも巻き込んだ地域史にのこる事件であった。ただし、ここで糾弾の対象となった天野要がどのような権限をいつからどのように有するようになったのか、そもそも住吉の被差別部落地域になぜかかわっていたのか、同稿では明らかにされていない。本稿ではこの点をつぶさに記述することにより、町内会と住民組織との関係を明らかにし、当該地域のローカル・ポリティクスの実相を探る。こうした作業を通じて、従来の社会（科）学において不足してきたメゾレベル（中間・媒介集団間）における政治的な力動を明示することこそ本研究の最大の意義がある。なぜならメゾレベルにおける交渉過程が住民の生存を決定づけてきたからである。

ローカル・ポリティクスに照準した先行研究としては、吉村[2012]や山本[2011]などがある。吉村[2012]は、篤志家である新田長次郎（明治期から大正期の大阪浪速の実業家）が都市下層の人びとを雇用してきた実態を明らかにすることを通じて、従来の差別／被差別という枠組みでは捕捉しきれなかった地域構造の歴史（性）を解明した。また山本[2011]は、京都崇仁における戦前の融和運動家である中嶋源三郎を中心にみることを通じて、戦前と戦後の草の根レベルにおける人々の諸活動の連続性を明らかにしている。これらの研究は、地域の有力者の分析を通じて当該地域の社会構造を明らかにしようとするものである¹。その代表的な研究として町内会研究がおこなわれてきたが、資料の限界もあることから、十分な研究がなされているとはいいがたい。例えば玉野[2005]は、ローカルな政治を克明に捕捉しているものの、そこにおける力動と町会の財政状況との関係性については明らかにされていない。また矢野[2013]では、天野事件によって一瞬にして地域における体制が変革されたかのような印象を受けるが、運動側からの一面的な視座でもって記述されている。戦前から現在の人びとの暮らしに直結してきた地域（町内会、部落会）とはいかなるものであり、どのような生存維持システムが駆動してきたのかを、可能なかぎり詳細に明示することこそが、この手の研究において重要なポイントなのである²。

以上の先行研究と問題意識を踏まえたうえで、本稿では大阪住吉における天野事件（矢野[2013]）によって明らかにされていない、地域の有力者としての天野が、当該地域においてどのようにして力を持ってきたのかという歴史の経緯を明らかにしたい。このことを通じて、町内会と住民組織との関係性の一端が明らかになるだろう。方法としては、当該地域に関する資料分析を通じて、第一に、天野要という人物が表舞台に登場する発端となった町内

キーワード：大阪、町内会、部落問題、方面委員、社会政策

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2008年度3年次転入学 公共領域

会と部落解放同盟住吉支部との摩擦とその内容について詳述する。第二に、対立の仲介人として抜擢された天野要とは何者なのかを明らかにするために、彼がおこなってきた諸活動とその歴史について整理・検討する。第三に、天野要と住吉地域との関係性を明示することを通じて、大阪特有の町会と方面委員制度の結びつきについて考察する。第四に、天野事件（1969年）という騒動にいたるまでに、地域住民の生存維持に関連して、町会による同和事業の分配システム（「大阪市→町会→同和会→住民」）が、オルタナティブな分配方式（「大阪市→市同促→解放同盟→住民」）へと移行したことの影響があったことを明示する。こうしたプロセスを丹念にみることで、天野事件に表象される大阪住吉におけるローカル・ポリティクスとは、町会と部落解放同盟住吉支部との間で生じた社会資源の管理と分配方式にかかわる主導権争いであったことが明らかになるだろう。

2 1962年の部落解放同盟住吉支部と住吉連合町会との摩擦

1962年10月から1963年4月にかけて、住吉地区の予算について、部落解放同盟と町会の間で摩擦があった³。大阪市が調停に入り、調停者のひとりとして市議会議員である天野要が入った。

2.1 摩擦の契機

摩擦の契機は、1962年10月に解放同盟住吉支部が、住吉連合町会に対して役員選挙の民主化等をもとめる決議をおこない、要請したことにはじまる。

1962年10月12日、部落解放同盟住吉支部が住吉連合町会に対して異議申し立てをおこなうことを臨時集会において決議する。この臨時集会における主要な議題は、「予算と役員民主化に関する決議」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962a]である。解放同盟住吉支部のイデオログであった住田利雄⁴、梶川國男、藤本時春がこの決議文に調印をした。

この部落解放同盟住吉支部の決議文からよみとれる摩擦の概要はこうである。

住吉連合町会において、1962年5月に総会が開催された。この総会（1962年度）では、住吉連合町会事業の当初予算が2,018,296円で成立をみていた。しかし、同年の8月に、「日赤代表（町会長）以下の役員」が年度途中で改選された。その結果、当初予算通りに事業費（隣保館経費と地区協議会費）が執行されなくなった。また、住吉連合町会は部落解放同盟住吉支部に対して、諸事業費の執行停止に関する通告を一方的な通知文書によっておこなった。これについて、部落解放同盟住吉支部は、「このことは当町が永年その方針として来た同和事業の促進とこれが問題解決の場である隣保館の存在を無視するものであり、地区大衆の理解できないところである。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962a]との見解をしめしている。住吉連合町会は、通知後、住吉隣保館の館長（住田利雄）に対して住吉隣保館の明渡しの要求をおこなった。部落解放同盟住吉支部としては、この明渡し請求を不当であると判断し、住吉隣保館の館長に対して、この請求の不当性（理由）を主張するようすすめている。住吉連合町会側からの請求の不当性について、部落解放同盟住吉支部は、「隣保館はすでに町有財産として法人化され、その管理運営に当る従業員も法的手続により定められたものであるから、町会長の改選を理由に明渡しの請求があっても館長としてこれに応じられないのは当前なことと云わねばならない。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962a]と主張している。部落解放同盟住吉支部は臨時集会において、住吉連合町会に対して、「当初予算の執行」、「町役員の民主化」、「本会計の公開」をすぐに実施するように強く要請をおこなう決議を採択した。

以上が、部落解放同盟住吉支部において作成された「決議文」からよみとれる住吉連合町会との摩擦の概要である。

2.2 大阪市の調停書

1962年11月20日、大阪市は、住吉連合町会に対して「調停書」を提示し、問題の収束を図ろうとした。

この調停書には、町会役員代表（竹田実）、住田・梶川を支持する役員代表（住田利雄）、調停者として、大阪市民生局長（松本幸三郎⁵）、大阪市同促協会会長（西岡一雄⁶）、仲介人および調停者として、大阪市議員（天野要）が同意の署名をおこなっている。

調停書の内容はこうである。

「今回 本市は双方と各個に協議して『住吉区住吉町にかかる問題を解決し、町全住民の福祉の向上と増進をはかり、町の明朗化を実現すること』については双方とも異議のないことを確認したので、その目的を達成するため、次に掲げる調停案を提示する。なお、この調停案の内容を具体的に推進するにあたっては、本市、市同和事業促進協議会及び市会議員天野要氏が仲介人として参加し、意見の具申あるいは指示をするものである。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962b]

調停項目としては、「1、町の組織化」、「2、町の役職員の責任分担と権限」、「3、町財政」、「4、今日までの解消しなければならない問題」をあげ、各項目において具体的な解決案が提示された。

以下、各調停項目についてみておく。

(1) 町の組織化

町の組織化については次のような調停案が提示された。

「現町会役員と住田・梶川支持役員は調停項目が解消するまで、住吉町親睦協議会（仮称）を設置する。この会長には竹田実氏が就任し、副会長には双方の代表者を各1名づつ選出してこれにあて、協議会役員は現町会役員18名、住田・梶川支持役員5名をもって構成する。なお、町（地区）として外部に関連する住吉地区同和事業促進協議会役員には、双方の役員23名をもって構成し、同会長は竹田実氏とする。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962b]

大阪市同和事業促進協議会協議委員は、「双方から各1名選出し、定員2名とするも、必要により更に1名の定数増をしてもよい。（注 協議委員を増員することであれば本市は市同促協と協議して承認を求める）町内の青年団、婦人会、老人クラブ等の各団体はそれぞれ一本化したものに改組し、双方の代表者間で協議して一本化の代表者選出、活動（事業）案を作成する」ものとする。

大阪市は「町の組織化」に関する問題の解決策として、町会役員の竹田実を就任させ、町会の下部組織である青年団や婦人会、老人クラブ等の各団体も一本化すること、同時に、大阪市同和事業促進協議会住吉地区協議会の会長も竹田実が就任することにより、町内会の対立がおさまるのではないかと提案している。

このことは、次の項目で具体的に述べられる。

(2) 町の役職員の責任分担と権限

「町会、法人、地区同促協を一元化し、町会長がこのいずれもの代表責任者になることを認める。このもとに議決機関、執行機関をつくり、役職員の専決規定を設定する。この際、各役職の分担責任の比重を配慮し、実施（執行）の内容については、毎月、全町民に疑問をもたせないような考え方で周知の方式を協議し、決定する。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962b]

ここにいう法人とは、1960年に設立された財団法人住吉隣保館のことであり、地区同促協とは、1953年に創設された大阪市同和事業促進協議会住吉地区協議会のことである。これらの運営を町会に一元化し、諸機関と諸規定を設定して資源配分を行う方式が提案されたのである。

(3) 町財政

町財政については、住田利雄と梶川國男らが取り組んできた住吉部落での諸活動によって得られた経費も、町会のもとで一元的に管理・運営されなければならないということが提案された。

「町財政にかかる過年度分について的一件書類は整理して1ヵ所に保管し、必要ある場合は、町会長の許可を受け、あるいは役員会で決めて出し入れしなければならない。

ところで町会計は、本会計、別途会計の外に隣保館運営事業費、授産内職会事業費、生業資金貸付事業費、日掛積立貯金の会計をも含めて明解できるような方式を採用しなければならない。その際には現在の会計状態を整理し、更に館長、町会事務員といった報酬額と2でも一寸ふれた通り事務分担と専決事項を明確化し、一般共通の通信運搬費 出張旅費支出についても合理化した予算書の中で執行しなければならない。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1962b]

ここでややこしい問題として浮上したのが、住吉部落の住民たちが自らの生活・環境改善のために自発的におこ

なってきた日掛積立預金等の会計も町会の財政に含まれたことであった。日掛積立預金をおこなってきた住民たちからすれば、行政と町会による生活・環境改善の施策が進まなかったがゆえに、自らの日銭を預金して公共財の改修をおこなわざるをえなかった。にもかかわらず、それが町会財政のなかに組み入れられ、不確実な基準によって分配されることに対する抵抗があったと推察できる。

(4) 今日までの解消しなければならない問題

調停書の項目は、当時での解消しなければならない問題として、具体的に次の事項をあげている。「隣保館の敷地の問題」、「地区財産の管理を法人に切替え明確にする問題」、「補助金による町電話の明確化」、「同和生業資金の取扱内容の解明と整理問題」、「授産内職会会計の解明と整理問題」、「寿湯の会計の解明と整理問題」である。

ここに列挙されているすべての項目が、1953年の大阪市同和事業促進協議会住吉地区協議会の財政的支援のもと、住田利雄と梶川國男らによって展開されてきた諸活動にかかわるものであった。当初、決議をもって住吉連合町会に対し要請をおこなった部落解放同盟住吉支部は、この調停書を通じて劣勢にたたされることになった。町会主導のもとで、日掛積立預金を含む財と資源が一元的に管理・運営される事態にいたったためである。

調停書は次のようにしめくられる。

「以上の調停案内容が解消した時限において、町役員、地区同促協、法人役員を再検討（各々の役員の選出方法・任期をも含む）して発足する。この発足までは、調停者である仲介人が参画する。」

ここでいう仲介人とは、大阪市議員であり住吉連合町会長の天野要であった。

以降、天野要の指揮のもと、町会に有利な管理・運営体制が展開されていった。

2.3 摩擦の帰結としての隣保館占拠事件

部落解放同盟住吉支部の要請に端を発した町会との摩擦は、「調停書」により和解をみたはずであった。しかし、調停の甲斐もむなしく、1963年4月に、天野を支持してきた「町会派」とよばれる同和会の住民による住吉隣保館占拠事件が発生した。

この背景については後述するが、表面的な住民間のトラブルではなく住民の生存維持にかかわる資源分配システムの変換が生じていた。住吉隣保館占拠事件は、警察の動員等もあり5日間で収束をむかえたが、以後、部落解放同盟住吉支部と住吉連合町会は、長期にわたり水面下での対立が続くことになる。

ここまで調停についてみてきたが、そこに入った人物をみるかぎり、市は対応を誤ったと言わざるをえない。この摩擦は、住吉部落と町会のみならず、大阪市や市同促も関与すべき大きな出来事であった。単なる町会における突発的な役員間のいざこざではなく、歴史的経緯を理解する者しか調停することができないような次元の摩擦として行政によって位置付けられていた。そして、このような大きな摩擦に天野市議が仲介者として登場する。次項では、天野市議の系譜について、諸資料にもとづき明らかにする。

3 調停者としての天野要

ところで、なぜ天野要が調停者のひとりとして登場したのだろうか。市議会議員であれば他にもいたはずである。天野要が調停者（仲介人）として抜擢された理由は、第一にその父である天野正儀の時代から住吉部落にかかわってきた歴史があったこと、第二に天野要が住吉連合町会長経験者であったことがあげられる。天野要は、住吉部落と町会の双方において政治活動をおこない、当時、双方から支持を得てきた地元選出の議員であったからである。天野であれば、町内のもめごとの收拾をおこなうことができるという期待が寄せられていたのである。

3.1 住吉部落との関係

天野と住吉部落とのかかわりは、明治期以降の住吉村議会における地元有力者間のつながりにみることができる。天野要の父である天野正儀、祖父にあたる天野卯兵衛は、竹田駒次郎や山口忠三郎、松本貞樹といった住吉部落の議員や地元有力者との交流があった。一村独立という展望をいだきながら、住吉村の政治を協力しておこなっていた。

おそくとも、この頃から住吉村の村政を通じ、住吉部落とのかかわりの歴史があったということである。

1927（昭和2）年に財団法人住吉村常磐会によって公刊された『住吉村誌』がある⁷。これは、1925（大正14）年に住吉村が大阪市に編入される際にまとめられた記念誌であるが、住吉地区と天野との関係はここに詳述されていた。

この村誌の編纂委員にたずさわった人物は、天野卯兵衛、松本貞樹、石田美喜蔵、池田林造、河村民之助の5名である。先述のとおり、この天野卯兵衛は天野要の関係筋であり、1901（明治34）年から1925年（大正14）年までの間に住吉村会議員を6期つとめ名誉助役となり、大阪市編入当時の村会では常設委員までつとめた人物である。また、松本貞樹は住吉部落にある真願寺住職であり、1925（大正14）年には住吉村学務員に任命されている。そして天野卯兵衛と同時期に村会議員をつとめたのが竹田駒次郎である。竹田は1912（大正元）年に松本貞樹らと住吉仏教青年会を設立し、その翌年の1913（大正2）年には村会議員になり、1921（大正10）年までの間で2期つとめている。なお、住吉村は公衆衛生と伝染病予防の観点から、1918（大正7）年に衛生組合を創立し組合規定を設けた。その際、組合長に就任したのが天野卯兵衛であり、組合の事業として下水や公園等の掃除を、住吉村を8つに区分しておこなった。この時、字出口（現在の住吉地区）の山口忠三郎が組合長に就任している。

以上のように、住吉村の自治における主要なポストに、竹田駒次郎や松本貞樹、山口忠三郎といった字出口（現在の住吉地区）の有力者⁸が就任し、天野卯兵衛とともに住吉村の政局に携わっていた。なお、天野家は、1925（大正14）年4月1日の大阪市の第二次市域拡張によって住吉村が住吉区に編成された後も、そして戦後も、府会・市会議員を親子でつとめている〔住吉区役所編 1953：54〕。住吉部落と天野市議との関係は古く、少なくとも大正期の住吉村時代から1969年の天野事件まで、ローカルな政治に携わる人びとを通じて続いてきたのである。以下、天野要という人物と彼が担ってきた役職について概観したうえで、とくに住吉部落とのかかわりとして、方面（民生）委員としてのつながりについてみておく⁹。

(1) 天野要という人物

天野要は、1912（明治45）年1月18日、大阪府東成郡住吉村（現・大阪市住吉区住吉町）にて出生した。1928（昭和3）年3月に大阪府立住吉中学校を卒業し、1931（昭和6）年3月には明治大学予科修了、1934（昭和9）年3月、明治大学商学部を卒業した。その後、1934（昭和9）年6月からは、大阪市立大宝女子商業学校教諭等、教育職を歴任し、1946（昭和21）年9月、市立芦池女子商業学校を最後に退職する。退職後の1946（昭和21）年9月より私立住之江商業学校校長となる（1948（昭和23）年4月まで）。学校長に就任中の1947（昭和22）年4月には大阪府会議員に当選し、1951（昭和26）年4月には大阪市議員に初当選をはたす。この後は1979（昭和54）年までの間に計8回の選挙を通じて、自由民主党の大阪市議員としてそのポストを保持し続けた¹⁰。

この間、大阪市会建設常任委員会委員長（1953（昭和28）年6月）、大阪市会水道常任委員会委員長（1955（昭和30）年5月）、学校法人住吉学園理事長（1956（昭和31）年8月）、財団法人大阪市身体障害者団体協議会会長（1961（昭和36）年6月）等、大阪市政の多方面にわたる役職を市議と兼任していた¹¹。

こうした天野要の諸活動は、彼自身の力量だけでなく、その父である天野正義が戦前から築きあげてきた大阪および住吉地域における諸活動と無関係ではない。天野要は、父正義の政治的地盤¹²を継承しつつ自らも地位向上をはたしてきたのである¹³。

(2) 方面（民生）委員の活動を通じた住吉部落の有力者とのかかわり

昭和恐慌の頃、住吉部落においてもっとも有力な政治家であったのは、上住吉町の佐野磯松¹⁴と竹田駒治郎であった。彼らは大阪府方面委員活動を通じて地域で力を有していった。また、佐野磯松は質商を経営しつつ、教化委員と公同委員も兼任し、公益質屋法が公布された1927（昭和2）年には住吉区議員となる〔住吉区役所編 1953〕。佐野磯松と天野卯兵衛とのつながりについては詳らかではないが、彼らのあいだには竹田駒次郎や議会を通じた交流があったと推察できる。

この後、戦時に突入し、終戦をむかえることになる。

1945（昭和20）年3月の大阪大空襲をうけ、市は方面委員制度を町会組織と直結し戦後の援護対策を強化した。

こうした市の制度再編を背景に、府・市議員であった天野正儀（1937（昭和12）年6月から1947（昭和22）年4月まで）と天野要（1947（昭和22）年4月から1979（昭和54）年）は、方面委員（→民生委員）としても実績を重ねていった。

1951（昭和26）年10月、社会福祉事業法が公布され、民生安定所は「福祉に関する事務所」となる。大阪市は「大阪市福祉地区および民生安定所条例」を制定した。これにともない、大阪市民生委員連盟が結成された。府県民生委員連盟から独立した市民生委員連盟は全国的にみてもはじめてであった。民生委員令によって民生委員の委嘱は厚生労働大臣によることになったが、その選考は大阪市の場合、まず各区民生委員小推薦会において候補者を推薦し、これが市民生委員推薦会を経て府民生委員会による審査等を通じて厚生大臣より発令されるという、地域と密接に結びついた独特な仕組みであった[大阪市1988]。

1952（昭和27）年、住吉区にも民生安定所が設置された。天野要は民生委員推薦会住吉区地区委員長として、1969（昭和44）年の天野事件の終焉までその役職を担った。1982（昭和57）年には、民生委員推薦会住吉区地区委員長としての功績をたたえられ、勲三等旭日中綬章をうける。

以上のように、天野と住吉部落とのかかわりは、終戦時の方面委員制度と町会組織との結びつきの強化を背景として、地元有力者が権威を保持し続けることを通じて続いてきたのである。このことは、住民の生存維持が、きわめてローカルな地元有力者間の関係性によって左右されてきたということの意味している。

3.2 住吉連合町会長という役割

政治家が代々世襲することは珍しいことではないが、明治期から現代までローカルな次元においてその権力がいかに再編されつつ保存されてきたのかを具体的に明示した研究は、資料が限られているため多くない。こうした制約をふまえて、ここでは天野が地域において長期にわたってその地位を保持することを可能にした背景（要因）について述べておきたい。もっとも、戦前から天野事件（1969年）まで連綿とつづいた、天野卯兵衛→天野正儀→天野要の地位向上と活動展開を可能にした背景がある。それが、次にみる大阪市における町内会の再編であった。

(1) 大阪における日赤奉仕団の結成

1947（昭和22）年5月に、町内会・部落会・隣組組織は、政令第15号の施行によって公式に廃止された。しかし、実際には、名称等を変えながら、何らかの形で存続していた¹⁵。大阪の場合、1947（昭和22）年の政令による廃止後も、市が赤十字奉仕団の結成を奨励したことにより、町内会等は日赤奉仕団として存続した¹⁶。本稿でとりあつかう住吉区においても、1949（昭和24）年2月に住吉区赤十字奉仕団が結成される。

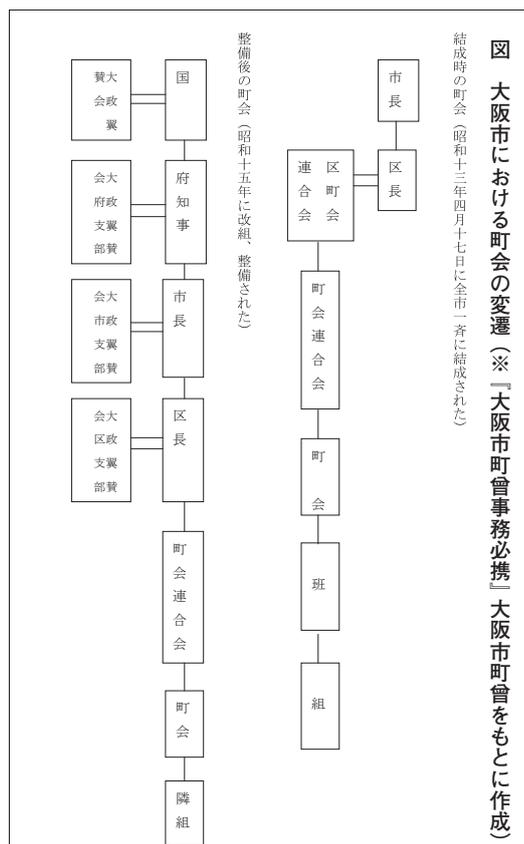
天野要が1947（昭和22）年4月には大阪府議員に当選し、1951（昭和26）年4月には大阪市議員に初当選をはたすことができた背景として、住吉区赤十字奉仕団の結成の影響が指摘できる。彼は、1949（昭和24）年2月に初代の住吉連合町会長・連合団長の役職に就任する。この役職には、その後の1969（昭和44）年5月（天野事件の終結）まで就いている。[大阪市赤十字奉仕団1956：23]

(2) 町内会という仕組みの復活＝戦前の地域における支配体制の復活

ちょうど、この間の1948年には、住吉部落において社会資源にかかわる重大な出来事が起こっていた。道楽会と一部青年グループによる「住吉青年会」の発足である。道楽会とは地区有力者の組織で、青年会館を借り受けて地方まわりの芝居や浪曲の興業を呼び込み、もうけた金で寺の修理や町内防犯灯とりつけ等をおこない、戦後直後からは共同浴場の営業をおこなっていたが、1951年には興業の不振により解散を余儀なくされていた。

道楽会は、解散時、町会に対して残金を全額寄付し、共同浴場等の社会資源も譲渡していた。このことは次の証言に明らかである。

「こうした地区内事業の財政のバックアップは、共同浴場の利益金を中心となり、共同浴場運営は道楽会にあるので、地区内諸事業は道楽会が実権を握るという状態である。道楽会は先にも記した通り、社会的不安定に出来たグループで、世の中が正常に戻ってくると、道楽会の人達の考え方と大きな矛盾が出てくる。日赤奉仕団の結成と共に、その幹部達は一応民主主義を看板として、地区内の教育レベルの良い者達に働きかけ、地区民の大部分の賛成を得て、



浴場その他地区事業一切の譲り渡しを道楽会より受けたのである。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1982：21]

ここからわかるのは、当時、日赤奉仕団＝町会が部落の住民に働きかけ、部落内の社会資源を譲り受けたことと、町会による地域の社会資源の一元的な管理体制を目指そうとしていたことである。例えば、大阪の場合、完全なトップ・ダウンにより、画一的に体制が整備された。それが、スムーズにいったのは、地域管理上の思惑と整合したからではないかという指摘がある[岩崎他編 2013：153-167]。

部落内の諸資源まで町会が一元管理し、戦前とおなじく行政の補助機関として機能すること¹⁷、また、そのことを通じて町会幹部役員が地位の向上を成し遂げていくという、戦前の町内会の体制（図参照¹⁸）が戦後も変わることなく維持されることが目指されたのである。このように、町会体制を復活させることを通じて、初代の住吉連合町会長・連合団長の天野要は、地域における自らの地位と権力を確保していった¹⁹と考えられる。こうした体制は行政と町会との相互依存関係²⁰によって成り立っていた。先にみた摩擦において、大阪市が調停者及び仲介人として市会議員である天野要を抜擢した理由も、ここにきてよく理解できるのである。つまり、彼こそが行政と町会および部落を接合する立場にいたからである。

4 摩擦と和解を通じて顕わになった均衡関係

摩擦問題によって顕在化したのは、単純に部落差別や当事者団体間の対立に起因する事象ではなく、町の財政（社会資源を誰がいかにか管理・運営するのかというエコノミー）にかかわる複雑な問題であった。部落の内部にある社会資源の管理・運営は、そもそも部落の人びとだけでおこなわれてきたものではなく、大阪市や市同促協、町会や市会議員の関与と各アクター間のパワーバランス（均衡関係）のもとでおこなわれてきた。こうした均衡関係によって維持され、表面化することがなかったエコノミーの問題に亀裂が生じたのは、住田利雄らによる地道な実践と市同促への加入であった。

4.1 町会による支配からの脱却としての市同促協への加入

1953年9月に、大阪市同和事業促進住吉地区協議会（以下、市同促協）が創設された。

当時、住吉部落の指導者だった住田利雄は、町営浴場の改築費用の借入のために市同促協に入会した。しかし浴場改築費用はたりず、不足分を日掛積立として住民から徴収し、改築費用にあてがった。これを契機として、部落解放同盟住吉支部が結成される。住田利雄らは、町会ではなく市同促協からの財政的支援を背景に、住吉授産場や住吉内職会、住宅建設、隣保館竣工等に着手していった。当時の状況として「……共同浴場は相当破損して改築の時期に至っている。浴場利益金が町行事の財源であるので、共同浴場改築が最大緊急時であると決議し、その費用捻出に当り、大阪市同和事業促進協議会があり、それに加入する事により大阪市より助成金が出る事を知ったのである。同和事業促進協議会は左翼思想であるという者があったが、地区役員の中にも3名の進歩的な考え方をもつ者があって、同促協加入を決議する事に決定した。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1982：21]と書かれている。住田利雄らの活動は、町会の有力幹部にとって脅威となっていった。町会は、住吉部落とその住民に対して様々な資金の貸付をおこなうことによって、利権による力関係を維持してきたからである。町会の財政によらない日掛積立貯金は、浴場改築後も教育費を目的として続けられた。さらに、1960年には隣保館を窓口とする生業資金貸付²¹

が開始された。

「浴場改築に際し地区改善事業の助成は90万円であったが、改築費用は480万円かかり、ために390万円の地元負担金を、地区民205世帯の責任とし、各自、月掛積立金をして負担金をまかない、1957（昭和32）年からは、地区の解放を妨げているのは地区民各自の世帯の仕方に計画性がないからであり、計画性を認識する実践として、浴場改築負担金が終っても、日掛積立金を町の制度として残し、その効果として、子弟の教育、入学資金の利用、季節替りの入用金、殊に年末の歳越し資金に。」[大阪市同和事業住吉地区協議会 1982：22]

こうした諸事業の展開により、町財政は危機的な状況におちいった。住吉部落を糧にして食ってきた人びとが、食っていけなくなったのである。[財団法人住吉隣保館設立50年・故住田利雄さん生誕100年記念事業実行委員会編 2011：74-75] 市同促協への加入とそこからの財政的支援を背景に、住吉部落は同和地区として町会から独立した財政運営が可能となった。戦前から続いてきた町会による支配からの脱却という選択肢が、現実味を帯びてきたのである。

4.2 均衡関係の変化とその帰結

1965年の旧文部省・同和対策審議会答申は、大阪市同和事業促進協議会住吉地区協議会を通じ、住田利雄を中心とする部落解放同盟住吉支部の諸活動をさらにバックアップした。[大阪府同和事業促進協議会編 1977；大阪市同和問題研究室 1979] また、彼は市同促においても有力な役職を担い続けた。[財団法人住吉隣保館設立50年・故住田利雄さん生誕100年記念事業実行委員会編 2011] 戦前から続いていた町会による同和事業の分配システム、すなわち、「大阪市→町会→同和会→住民」という資源配分の方式は変更を余儀なくされ、「大阪市→市同促→解放同盟→住民」という大阪特有の方式が定着していった。当初、同和事業に対して消極的だった大阪市行政も、市民生局に窓口を設置するようになり、同和対策特別措置法以降は隣保館に総合的な相談窓口が設置されるまでになる。結果として、住吉部落に対する市同促協の財政的支援は、特別措置法のもとで、より一層強化された。他方、町会は衰退の途を辿っていくことになった。かくして、1969年には、市会議員かつ住吉連合町会長であった天野要が部落解放同盟から批判される、いわゆる「天野事件」が勃発していくこととなる。

5 まとめにかえて

本稿では、天野要が地域有力者であったことをしめす出来事として、1962年に生じた町会と解放同盟との摩擦問題についてとりあげ、一次資料の解読を通じて詳述してきた。この対立に、大阪市の天野要を調停役として抜擢したのは、彼が町会と住吉部落の双方に対して政治的影響力をもっていたからであった。市は〈行政・町会〉という従来の体制内での問題の収束——行政と天野の仲介による問題解決——を天野に期待していたのである。この期待の背景には、当該地域において天野が有力となってきた歴史的経緯と実績があったからである。

天野事件において糾弾の対象となった天野要とは、おそくとも明治期より大阪住吉を中心として、市政にたずさわる地元有力者（天野卯兵衛→天野正儀→天野要）の系譜をひく人物であった。彼らのコミュニティ・キャリアの歴史的形成過程をみるかぎり、その背景には、戦前の大阪府方面委員制度における公益（のちに私設）質屋の活用、戦時の方面委員制度と町会組織の直結、戦後の日赤奉仕団＝町会の復活・存続、市民生委員連盟の結成などの影響があった。同時に、彼らを支えたフォロワーとして住吉部落の有力者がいた。というのも、こうした体制を存続することで当時の住民たちの生存維持はなされていたからだ。

矢野[2013]では、市が奨励してきた町会体制が、大阪住吉における天野事件を通じて顕わになったことを指摘した。本稿では、その天野事件の前段として、住民の生存維持（町財政と社会資源の運営・管理）にかかわる分配システムの変換があったことを明らかにした。すなわち、既存の町会による同和事業の分配システム（「大阪市→町会→同和会→住民」）が、オルタナティブな分配方式（「大阪市→市同促→解放同盟→住民」）へと徐々に移行してきた過程があったということである。この資金の流れの変化が、当事者たちにとって重要な係争点であったことを跡づけるのが、冒頭にみた町会と部落解放同盟住吉支部との衝突と大阪市の「調停書」であった。天野事件に表象される大阪住吉におけるローカル・ポリティクスとは、町会と部落解放同盟住吉支部との間で生じた、社会資源の管理

と分配システムにかかわる主導権あらずであった。はからずも、日掛積立預金等の住吉部落の住民たちの持続的な取り組みによって垣間見えたことは、地域住民の生存維持を可能にしてきた力動の歴史である。

戦前から続いていた町会による同和事業の分配システム（「大阪市→町会→同和会→住民」という資源配分の方式）は、住田利雄らの日掛積立貯金等の活動と市同促協からの財政的支援というオルタナティブな分配方式（「大阪市→市同促→解放同盟→住民」）が出現することにより、天野を中心とする町会による地域支配の仕組み（の少なくとも一端）であることが明白になっていった。要するに、日掛積立預金という住民たちが（比較的）フリーハンドに使える資金ができ、市がそれを使う権限を解放同盟に委ねたことによって、旧来の町会分配システムに亀裂が生じたのだ。その結果、市や町会、市会議員までも巻き込んだ町内会紛争がはげしさを増し、ついに天野事件（1969年）が発生したのだった。大阪住吉において生じた一連の摩擦は、天野市議員がいること（活躍すること）によって雇用や福祉をあてがわれる人びとと、そうではない人びととの対立・摩擦問題でもあった²²といえる。天野事件を経由し、特別措置法のもとで市同促協方式が定着した結果、住民の生活・環境改善が進展した。ただしそれは、住吉部落が同和地区として指定され続けることと引き換えにおこなわれてきたがゆえに、町会をふくむ住民のなかに同和地区の存在と境界をめぐる葛藤と軋轢を生じさせたのであった。1970年代には、部落解放同盟が主導し、まちづくりを展開していった。まちづくりはスクラップ・アンド・ビルド方式で実施された。そのプロセスにおいて、一時的な仮設住宅が御崎に設けられたのも、住吉部落のエリア内に住宅がおさまらずエリア外の上住吉に飛び地の住宅が建設されたのも、本稿でみた町会と部落解放同盟との衝突とその帰結（天野事件）を通じて説明づけることができるのかもしれない。これは別稿で論じることとする。

註

- 1 現代のローカル・ポリティクスを扱った先行研究としては、主として、岩崎他編[1989]、岩田[1995]、玉野[2005]、広川編[2009]、小浜[2010]等、各自治体レベルにおける諸研究が挙げられる。
- 2 吉原[2013]は、戦時の翼賛体制化に国民を民衆レベルから戦争に駆り立てていく上で強大な権限を有した町内会・部落会・隣組組織が、戦後も形を変えながら存続したことを、大阪を事例に明らかにしている。また大阪空襲研究会編[1990]では、戦時の町会の動員がいかに住民生活の細部に及んでいたかがわかる。
- 3 この摩擦内容については、一次資料の解説を通じて、本稿で初めて明らかとなったため、可能なかぎり詳述しておく。なお、この項で用いた原資料については頁数がないため作者と年代のみ提示した。また、当時の市の財政状況について、民生事業と同和事業は年次報告が公開されている。但し、町会財政状況は不明である。別稿の課題とする。
- 4 住田利雄は、大阪の部落解放運動と同和事業において、重要なポストを歴任してきた人物である。1956（昭和31）年4月17日に、大阪市同和事業促進協議会理事に就任。同年4月には、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部を結成し支部長となった。翌年の1957（昭和32）年には大阪市同和事業促進協議会理事に就任し、1959（昭和34）年に大阪府同和事業促進協議会理事となる。1960（昭和35）年に住吉隣保館の初代館長（翌年からは理事長）に就任。1964（昭和39）年、大阪市同和事業促進協議会の会長となる。
- 5 大阪市民生局[1983]を参照。調停者である松本幸三郎は、昭和32年4月4日から昭和38年6月26日まで民生局長を務めた人物である。なお、天野要らと天野時三郎（初代大阪市社会部長、大正9年～大正14年）との関係性については定かではない。
- 6 1961年に大阪府同和事業促進協議会理事を務めた人物である。大阪府同和事業促進協議会編[1977]参照。
- 7 文学博士である三浦周行によって執筆されている。
- 8 有力である要因として土地所有状況が指摘できる。詳しくは、住吉部落歴史研究会編[1986]と宮本[2006]参照。
- 9 天野事件が、なぜ区政にかかわる問題にまで拡大したのかといえば、天野要が地域の人びとの暮らしにかかわる役職を兼任し、地域において有力な地位についていたためである。詳しくは矢野[2013]参照。
- 10 天野要が選出された大阪市議員選挙は次のとおり。1955（昭和30）年4月（再選）、1959（昭和34）年4月（3選）、1963（昭和38）年4月（4選）、1967（昭和42）年4月（5選）、1971（昭和46）年4月（6選）、1975（昭和50）年4月（7選）、1979（昭和54）年4月（8選）である。なお、天野事件（1969年）の翌年の1970（昭和45）年7月には大阪市長（第65代）に任命されている。このことから考えると、天野事件の影響が市議員の役職に対して与えた影響はさほど大きくない。
- 11 なお、諸活動に対する社会的評価として、住吉学園の記念誌『はなびし』によれば、1970（昭和45）年6月には「教育の振興に寄与した故をもって、藍綬褒章を賜る」、1975（昭和50）年5月には「在職25年の故をもって大阪市長表彰を受ける」、1975（昭和50）年9月には「地方自治功勞の故をもって藍綬褒章を賜る（飾版）」とある。

- 12 天野正儀は、1911（明治44）年3月に大阪府天王寺師範学校本科第一部卒業し、同年3月には大阪府東成郡住吉尋常小学校訓導に就く。米騒動の年である1918（大正7）年5月には大阪府東成郡田辺尋常小学校訓導兼校長の職にあった。その後も、大阪府下の校長を歴任した。1929（昭和4）年には、基督教にもとづく宗教教育の必要性を説いた『宗教教育の心理學的根據』[天野 1929]を、1933（昭和8）年には、とりわけ貧困家庭の児童に対する教育方法を実証的に明らかにした『學童を持つ世の「母に捧ぐ」』[天野 1933]を執筆し、その功績がたたえられ、大阪府知事より教育功労者として表彰される（1933（昭和8）年3月）。同年6月には叙正八位が授与された。1937（昭和12）年6月には大阪府市議員（昭和22年4月まで）に、1939（昭和14）年9月からは大阪府市議員（昭和22年4月まで）となり、1947（昭和22）年4月の天野要の府市議員の当選とともに政界を引退した。本稿ではこれ以上の詳述はさけるが、略歴をみるかぎりにおいて、戦前から戦後の大阪と住吉におけるローカル・ポリティクスを考えるうえで主要人物のひとりである。
- 13 詳細は、住吉區教育會[1927]、大阪府社會課[1931]、住吉区役所編[1953]、住吉学園創立50周年記念誌編集委員会編[1990]を参照。ここに戦前と戦後の政治的地盤の連続性が確認できる。
- 14 大阪府社會課[1931]によれば、住吉区住吉方面における「住吉方面事務所」は住吉区安立町六丁目一五番地に設置されている。住吉との関連で、興味深い点は、①質商の佐野磯松（上住吉町六）が公同委員、教化委員を務めていること。上住吉（現・住吉地区の飛び地）に私設質商があり、佐野磯松は区会議員として当選してきた人物である。②住吉町においては、竹田駒治郎（酒商）が教化委員を、上田清治郎が公同委員を、務めていることである。③前田小三郎（上住吉町一ニ六）といった名前もある。なお、住吉區教育會[1927]では、方面委員をつとめる佐野磯松は区会議員として当選してきたことが記載されている。木下爲藏ら土地所有者の名前もある。
- 15 国レベルにおける町内会再編の概要（大枠）については、岩崎他編[2013]参照。
- 16 敗戦直後の1946年12月に、南海地震が発生する。これをうけ、翌年の1947年10月、災害救助法により日赤の使命と協力義務が規定された。
- 17 大阪の場合、戦前から、町内会ではなく、行政の補助機関であることを強調するために「町会」と呼ばれてきた。詳細は大阪府役所編[1942]参照。
- 18 大阪府役所編[1942]、大阪空襲研究会編[1990]、岩崎他編[2013]より作成。
- 19 町会幹部の権威強化については岩崎他編[2013]参照。
- 20 行政と町内会とが相互依存関係になる理由についても岩崎他編[2013]参照。
- 21 大阪府同和事業促進協議会編[1977]によると生業資金問題は矢田から始まる。
- 22 むろん、55年体制からの自由民主党の票田として、雇用のあてがいがいによって地域の人間関係が維持されてきたことも忘れてはならない点である。

文献

- 天野正儀、1929、『宗教教育の心理學的根據』光學堂。
 ———、1933、『學童を持つ世の「母に捧ぐ」』日本ノート學用品株式會社。
 広川禎秀編、2009、『近代大阪の地域と社会變動』部落問題研究所。
 岩崎信彦・上田惟一・広原盛明・鯉坂学・高木正朗・吉原直樹編、2013、『町内会の研究〔増補版〕』御茶の水書房。
 岩田正美、1995、『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房。
 宮本又郎、2006、『地籍台帳・地籍地図（大阪）1911年』柏書房。
 大阪空襲研究会編、1990、『太平洋戦争期の町会・防空資料』大阪府平和祈念戦争資料室。
 大阪市、1988、『大阪市方面委員民生委員制度七十年史』大阪市。
 大阪市赤十字奉仕団、1956、『大阪市赤十字奉仕団役員名簿（連合団長以上名簿）』大阪市赤十字奉仕団。
 大阪市同和事業住吉地区協議会、1962a、『予算と役員のみ民主化に関する決議』大阪市立大学人権問題研究資料センター。
 ———、1962b、『調停書』大阪市立大学人権問題研究資料センター。
 ———、1982、『住吉地区協30年の歩み』大阪市同和事業住吉地区協議会。
 大阪市同和問題研究室、1979、『大阪市同和事業史（復刻）』大阪市同和对策部。
 大阪市民生局、1983、『大阪市民生事業史年表 昭和58年3月（民生局報告第240号）』大阪市民生局総務部調査課。
 大阪府役所編、1942、『大阪市町會指導業書 大阪市町會事務必携』大阪府役所。
 大阪府社會課、1931、『方面事業年報』大阪府社会課。
 大阪府同和事業促進協議会編、1977、『大阪府同和事業促進協議会史』大阪府同和事業促進協議会。
 小浜ふみ子、2010、『都市コミュニティの歴史社会学——ロンドン・東京の地域生活構造』御茶の水書房。
 住吉学園創立50周年記念誌編集委員会編、1990、『住吉学園創立50周年記念誌 はなびし』学校法人住吉学園。

住吉區教育會、1927、『住吉區會誌』住吉區教育會。

住吉区役所編、1953、『住吉区誌』住吉区分区十周年記念事業委員会。

財団法人住吉村常磐會編、1927、『住吉村誌』財団法人住吉村常磐會。

住吉部落歴史研究会編、1986、『住吉のなりたちとあゆみ（第一集）』部落解放同盟大阪府連合会住吉支部。

玉野和志、2005、『東京のローカルコミュニティ』東京大学出版会。

吉村智博、2012、『近代大阪の部落と寄せ場——都市の周縁社会史』明石書店。

矢野亮、2013、「1960年代の住吉における部落解放運動の分岐点——「天野事件」を中心に」『Core Ethics』Vol.9、221-232。

山本崇記、2011、「地域社会と融和運動における「崇仁教育」の位置——中嶋源三郎の足跡から考える」『ノートル・クリティーク』第4号、96-112。

財団法人住吉隣保館設立50年・故住田利雄さん生誕100年記念事業実行委員会編、2011、『忘れてはならない自主解放——財団法人住吉隣保館設立50年・故住田利雄さん生誕100年を踏まえて』財団法人住吉隣保館設立50年・故住田利雄さん生誕100年記念事業実行委員会。

Local Politics of the Sumiyoshi District of Osaka in the Postwar Era: The Amano Case

YANO Ryo

Abstract:

In the *buraku* areas of Osaka city, the distribution of aid for the basic survival of the inhabitants did not begin with the *dowa* programs of the postwar era but with the efforts of local welfare commissioners and neighborhood organizations in the prewar era. However, past studies have not elucidated concretely the relationship between the activities of the prewar and postwar associations regarding the survival level of the inhabitants. We can gain an understanding of the points above by examining a buraku area's leading figure as well as local associations other than the Buraku Liberation League, the organization that participated deeply in the *dowa* programs. To this end, the research reveals the central figure in a buraku area and considers his community career to show the continuity of control in a small area of Osaka. The paper focuses on the Sumiyoshi district of Osaka, where the author conducted fieldwork for the purpose of showing the local politics there. The author analyzes documents related to the historical background of the community career of the area's dominant figure, AMANO Kaname.

Keywords: Osaka city, neighborhood association, buraku issue, local welfare commissioner, social policy

戦後の大阪住吉におけるローカル・ポリティクス ——天野事件を通じて——

矢野 亮

要旨:

大阪市の被差別部落地域において、住民の生存にかかわる資源配分をおこなってきたのは、戦後同和行政がその始まりではなく、戦前から方面委員や町会組織によっておこなわれてきた。但し、従来の諸研究では、住民の生存レベルにおける戦前と戦後のアソシエーション間の関係性が具体的に明示されてこなかった。筆者は、同和行政と深く関与してきた部落解放同盟以外のアソシエーションと主要人物の部落地域への関わりが明らかになれば、上記の点を捉えうると考えた。本稿では、部落地域に関与してきた中心人物を見出し、そのコミュニティ・キャリア形成を紐解くことにより、大阪の小地域における支配の連続性の一端を明示した。方法として、筆者がフィールドワークを実施してきた大阪住吉を対象を限定し、そこにおけるローカル・ポリティクスを明示するために、地域有力者としての天野要のコミュニティ・キャリア形成の歴史的背景を中心に資料分析をおこなった。